

自転車指導啓発重点地区（取手警察署）

令和4年5月

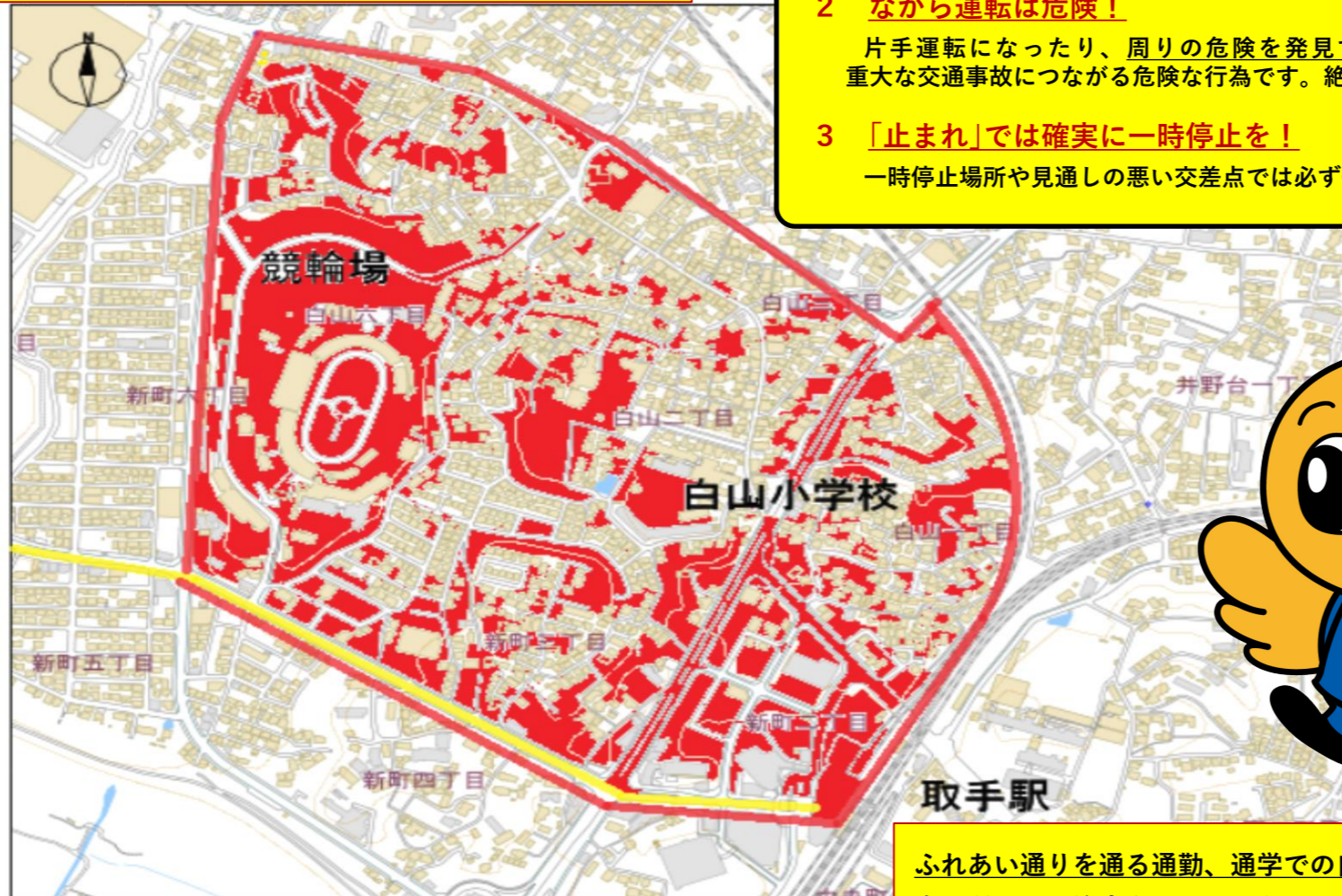
この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 歩道は、歩行者優先！**
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！**
片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！**
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。



ふれあい通りを通る通勤、通学での自転車・歩行者が多く通るので注意をしましょう

【重点地区】 白山地区

- 選定理由
 - ・ 取手駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。

重点地区 

特に自転車多く通行する通り 